

要綱（骨子）

第一 国選付添人制度及び検察官関与制度の対象事件の範囲の拡大

一 家庭裁判所は、少年法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて死刑若しくは無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪のもの又は同項第二号に掲げる少年に係る事件であつてこれらの罪に係る刑罰法令に触れるものについて、同法第七條第一項第二号の措置がとられており、かつ、少年に弁護士である付添人がない場合において、事案の内容、保護者の有無その他の事情を考慮し、審判の手續に弁護士である付添人が関与する必要があると認めるときは、弁護士である付添人を付することができるととする。

二 家庭裁判所は、少年法第三条第一項第一号に掲げる少年に係る事件であつて、死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪のものにおいて、その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもつて、審判に検察官を出席させることができることとする。

## 第二 少年の刑事事件に関する処分の規定の見直し

一 少年法第五十一条第二項の規定により無期刑をもって処断すべきときに有期の懲役又は禁錮を科す場合における刑は、十年以上二十年以下の範囲内において言い渡すこととする。この場合において、言い渡した有期の刑の仮釈放の要件について「三年」が経過したときから「その刑の三分の一」が経過したときに改めること。

二 少年に対して、有期の懲役又は禁錮をもって処断すべきときは、処断すべき刑の範囲内において、長期を定めるとともに、長期から五年を減じた期間（長期が十年を超えるときは、長期の二分の一）を下回らない範囲内において短期を定めて、これを言い渡すこととする。この場合において、長期は十五年、短期は十年を超えることはできないこととする。

三 二の短期については、二にかかわらず、少年の改善更生の可能性その他の事情を考慮し特に必要があるときは、処断すべき刑の短期の二分の一及び二の期間を下回らない範囲内において、これを定めることができることとする。